

新居浜市・別子山村合併協議会

第 6 回 会 議 録

平成 1 4 年 8 月 3 0 日 (金) 1 3 時 3 0 分 から 1 5 時
新居浜市庁舎 6 階 議員全員協議会室

新居浜市・別子山村合併協議会

第 6 回新居浜市・別子山村合併協議会会議録						
招 集 年 月 日	平成 1 5 年 8 月 3 0 日 (金)					
招 集 の 場 所	新居浜市庁舎 6 階議員全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成 1 5 年 8 月 3 0 日 午後 1 時 3 0 分					
議 長	佐々木 龍					
議事録署名委員	石川 尚志			仲村 悦子		
出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 2名 凡 例 出席 × 欠席	委 員 氏 名	出欠等	委 員 氏 名	出欠等		
	会 長	佐々木 龍		委 員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委 員	世良 賢克	
	委 員	片上 孝光		委 員	山口 正一	×
	委 員	飛鷹 榮太郎		委 員	近藤 茂光	
	委 員	藤田 若満		委 員	水野 豊	
	委 員	二ノ宮 定		委 員	渡部 綏彦	
	委 員	加藤 喜三男		委 員	佐々木 義實	
	委 員	和田 一夫		委 員	酒井 富美子	
	委 員	伊藤 萬木家		委 員	青野 正	×
	委 員	堀田 正忠		委 員	福田 正広	
	委 員	藤田 統惟		委 員	仲村 悦子	
	委 員	神野 幸雄		委 員	筒井 衛	
	委 員	石川 尚志		委 員	鈴木 暉三弘	
委 員	井上 清美		委 員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算		事務局員	和田 仲吉	
	事務局次長	石田 敬司		事務局員	石井 公博	
	事務局員	寺村 伸治				
傍 聴 人	1 2 名					
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第6回会議次第

日 時：平成14年8月30日(月) 13時30分～15時30分

場 所：新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

(1) 議案

議案第6号 平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算について

(2) 協議

協議第40号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて

協議第41号 各種事務事業(保健事業)の取扱いについて

協議第42号 電気供給事業の取扱いについて

協議第43号 消防業務の取扱いについて

協議第44号 新市建設計画について

(3) その他

次回会議の開催日時について

5 閉 会

第6回 新居浜市・別子山村合併協議会会議録

- 事務局 | 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、ただいまから第6回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。
本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。
本日の出席委員は25名であります。本協議会規約第9条では、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができないと定めているところでありますが、2分の1以上の者が出席でございますので、会議が成立しておりますことをお知らせいたします。
それでは、開会にあたりまして、新居浜市・別子山村合併協議会佐々木会長にご挨拶をいただきたいと思います。
佐々木会長よろしくお願いいたします。
- 会長 | 本日はお忙しい中、第6回新居浜市・別子山村合併協議会をご案内申し上げましたところ、お集まり頂きましてありがとうございました。
今回で第6回目ということで、これまで精力的に委員の皆様にご審議を頂き、順調に合併協議が進んで参りましたこと、愛媛県をはじめ各委員の皆様にも心からお礼を申し上げたいと思います。
本日は残っておりました議題等につきましてご審議をお願い申し上げます。本日は残っておりました議題等につきましてご審議をお願い申し上げます。本日は残っておりました議題等につきましてご審議をお願い申し上げます。本日は残っておりました議題等につきましてご審議をお願い申し上げます。
- 事務局 | ありがとうございました。
それではただいまから議事に入りたいと思います。これからの議事進行は佐々木会長にお願いをいたします。会長よろしくお願いいたします。
- 会長 | それでは、さっそくですが議事にはいらさせていただきます。
会議次第の3 会議録署名委員の指名についてですが、会議録の署名委員さんを2名選任させていただきます。
私の方から指名をさせていただけたらと思います。ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。それでは私の方から指名をさせていただきます。

新居浜市 石川尚志^{ひさし} 委員さん 別子山村 仲村悦子 委員さんに
会議録署名委員をお願い申し上げます。

それでは早速ですが議題に移りたいと思います。

議案第6号 新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは失礼します。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。議案第6号 新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算についてご説明いたします。

お手元の会議資料1頁をお開きください。

議案第6号

平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算について

平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算は、次に定めるところによる。

1 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙「平成14年度新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算書」による。
とありまして、内容は

2頁をお開きください。合併協議会に対する県の新しい補助制度が平成14年度に創設されたため、歳入科目の補正を行います。ということで1款1項の負担金が市・村それぞれ100万円減額となり、2款1項の国県補助金が運営費補助金として200万円増加となっております。歳入合計は変わりません。以上です。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問ございませんでしょうか。

委員 (「なし」の声)

会長 特にご異議もないようですので議案第6号 新居浜市・別子山村合併協議会第1号補正予算についてにつきましては、提案のとおり本日決定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員	（「異議なし」の声）
会長	<p>ありがとうございます。それでは、決定とさせていただきます。</p> <p>次に、協議第40号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは協議第40号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて説明いたします。会議資料の3頁をお開きください。</p> <p>協議第40号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて、「各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについては、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。」としております。</p> <p>参考資料の1～4頁にその調整方針を書いておりますが、ほとんど国、県の事業で、両市村とも同一の事業内容であるか、又は新居浜市のみにあるものです。</p> <p>したがって、新居浜市の制度に統一するか、新居浜市の制度を適用するといった調整をしております。</p> <p>ただし、項目の2の心身障害者福祉金については市が一律3千円、村がそこにあるような8千円から5千円の制度となっており違いますが、基本的に新居浜市の制度に統一することといたしております。この部分だけを見ますと村にとっては不利になると思われませんが、障害者福祉全体の制度を見ますと利用できる種類が増えることになりまますのでこのような調整方針とさせていただきます</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から協議第40号各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについての説明がございましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。</p>
委員(別子山村)	<p>2の心身障害者とか5の難病関係などですが、15年度については見直すとあるのですが、見直しはどの方向に見直されるのですか。</p>
会長	<p>障害者福祉施策が来年度から障害者支援制度に移行するとなっております。その準備は9月からはじめるわけですが、障害者福祉制度の支援制度への移行に伴い障害者福祉全般を見直していきたいということと、今後、まだ提案しておりませんが福祉のまちづくりの総合条例、それに伴う地域福祉計画ということも今後のスケジュールとして予定</p>

しておりますので、そのようなものが出来ましたら、その中で、その趣旨の中で見直しをしていくという意味で、今の時点で廃止をするとか減らすとか増やすとかそういう前提をもたずに見直しをするというのが考え方でございます。

会 長 何かございませんか。

委 員 (「なし」の声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第40号各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございます。確認とさせていただきます。
次に、協議第41号 各種事務事業(保健事業)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは協議第41号 各種事務事業(保健事業)の取扱いについてご説明いたします。会議資料の4頁をご覧ください。

協議第41号 各種事務事業(保健事業)の取扱いについては、「1 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業、及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。2 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。」としております。

参考資料の5～13頁に行政制度の調整方針を載せています。

会議資料の1の項目については参考資料の8頁、項目11健康相談、同じく参考資料11頁の項目22乳児相談については保健師が行うことで可能となりますので、調整方針は「現行どおりとする。」としております。

会議資料の項目2については、参考資料6頁の項目4無医村対策の所を見ていただきます。

別子山村は現在無医村であります。そのため月1回福祉通院バスというものを運行して住民の利便を図っております。調整方針としては、「別子山の地域医療体制の整備については医師会等との調整に努める

ものとする。」としております。

現在、医師会との調整中で決定はしておりませんが、合併時までには調整するとしています。

最悪の場合でも、現在より悪くならないようにということで、福祉バスやその他の代替え手段を考えることとしております。

以上です。

会 長 ただ今、協議第41号 各種事務事業（保健事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問ございませんでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第41号 各種事務事業（保健事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 （「異議なし」の声）

会 長 ありがとうございました。確認とさせていただきます。
次に、協議第42号 電気供給事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第42号 電気供給事業の取扱いについてご説明いたします。
会議資料の5頁をご覧ください。

電気供給事業の取扱いについて 別子山村森林組合が行っている電気供給事業については、住民生活基盤の確保のため、電気の安定供給体制の確立に努めるものとする。

現在村では森林組合が事業主体で発電をして、村の電気をまかなっております。組合員の高齢化や施設の老朽化等があり、将来的に組合としての安定経営が難しくなってくるのが予想されます。

組合の中では事業の移管先として四国電力と住友共電の案が上がっております。

行政としては直接決定する立場にはありませんが、将来的に市の費用負担が発生したり、住民生活に影響が大きいことから、協議会でご協議いただく事業としました。

別子山村森林組合の事業概要については参考資料の14頁をお開きください。

そこにありますように、1事業主体2施設の概要、発電所が2つあります。一つは1000 kw、一つが71 kw の発電能力、次の頁に行きまして3主事業、4別子山村の電気供給事業等の経緯を書いておりますので、ご覧いただければその概要がわかるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

会 長 協議第42号 電気供給事業の取扱いについて、事務局から説明がありました。なにかご質問ございませんでしょうか。お願いします。

委員(新居浜市) 議案の文言からみると、電気の安定供給体制の確立に努めるとありますが、先ほどの説明によると市が直接決定すべきものでない、森林組合が中心で今後判断をしていくというお話ですが、全国的に見ても別子山村の電気事業というのは水力発電によるクリーンエネルギーのさいたるものなのですよね。そのようなものが今後存続できるようにお考えになって相手との交渉に入っているのか、住友共電と四電双方に対して入札方式で是非を決めようとするのか、従来ある水力発電によってクリーンエネルギーを継承しようとするのか、考え方をはっきりさせて欲しいと思います。どこかで決めればいいんだというようなものではないと思うのですが。

会 長 基本的な考え方は、主体が森林組合と言う意味で、直接決定する立場ではないということで、村民の住民生活の基盤的な事業であるし、新しい新市として電気供給に行政としての関わりがあることも予想されるという意味では、合併協議会という立場のところでは議案としてあげさせていただいたということです。

これまで、村長はじめ別子山村の方とは森林組合が主体ではあるがそういう状況もあるので、新居浜市の方と連絡をとりながら進めていくということで今日までできております。

森林組合長の話も承っておりますので、私どもの基本的な考え方を申し上げます。

一つは村の火は消さないということで、水力発電は継続を望むということです。以上が基本的な考え方です。

委員(新居浜市) 説明を聞いただけで、協議会で決定するには資料不足という気がしますが、もう少し具体的な判断できる材料がなければ、協議会に持ち込む意味がないと思うのですが。

会 長 今日までに結論が出ていれば一番望ましかったと思いますが、協議

中ということで基本的な方針として電気供給事業について住民生活基盤の確保の為電気の安定供給体制の確立に努めるということだけははっきりさせておこうと、これだけ見ますと存続するのか、しないのかが出ていないということにもなりますので、答弁として水力発電として存続、継続したいと前提での協議をしていると、協議先との話がまだ煮詰まっていないと、煮詰まった場合でも森林組合としての議決などが必要となりますのでその時期は後になっているという状況であります。

委員(新居浜市) 要するに現状では組合の方でもはっきり決めていないということですが。発電所はそれぞれ昭和30年と34年に開始されていて、引き続きするのなら、耐用年数は過ぎていると思うのですが、発電所は正式の内容でなくて継続するならどの位の費用がかかるのかということは検討されているのでしょうか。もう一つは送電線設備2万ボルト9 km、配電線設備3千ボルト、19 kmも使えるのか、使えないのか、これもかなり老朽化されているのではないのでしょうか。やり変えるのならどの位の費用の目安ぐらいは立てておかないといけない段階ではないのでしょうか。

会 長 発電所のことは四国電力と住友共電のそれぞれの企業においてそれを維持していく場合にはどれくらいの費用がかかるかということは、それぞれの企業で精査をして、そのことも含めて森林組合と話をすることで、市の行政がその発電事業に関わるということは別子山村も今までできておりません、森林組合ができていますので、市のほうで積算をしたりということはいたしておりません。発電事業者がそのことも考えた上での判断をするということでございます。

住友共電も特定の電力事業者として、日本でも少ない形態なので国ともそのような許可、あるいはそのようなことが可能かどうかということも確かめながらされているということです。

委員(新居浜市) 具体的なことは現状では出来ていないということですが、ある程度のランクぐらいは現状で分かっていることを言ってもらわないと・・・合併なのだから、引継ぐのですから。

会 長 発電所は四国電力にしる、住友共電にしる市の仕事としては引継ぎませんから。それは発電事業所として仕事、今は森林組合という発電事業者から違う発電事業者へその事業を引継ぐかという話をしているわけで、市が発電事業を引継ぐということではありません。

委員(新居浜市) 市はノータッチだという事ですね。

会 長 それは、大変住民生活に問題があるので、委員(新居浜市)さんがおっしゃるように形態によっては新しい市が発電所との何らかの関係があるのかないのかきちっと話をしていくと、考えられるのは市という形ではないけれどエネルギーという問題で国の政策や、施策で発電事業者が色々な法の中で可能なものを預かるという意味での公の関わりはあるとは思いますが、自治体として発電事業に関わるということではありません。

委員(新居浜市) 別子山村の発電所は新居浜市が引き取るのか、引き取らないのかという市民の方の質問があったので聞いているのです。

会 長 新居浜市としては発電事業はしないということです。

委員(新居浜市) はいわかりました。

会 長 他になにかございませんか。

委 員 (「なし」の声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第42号 電気供給事業の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございます。確認とさせていただきます。

次に、協議第43号 消防業務の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは協議第43号 消防業務の取扱いについてをご説明いたします。

会議資料の6頁をお開きください。

協議第43号 消防業務の取扱いについては、1 別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までには宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。2 消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただ

し、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。としております。

また参考資料の16～18頁をお開きください。別子山村の現況にありますように新居浜市の消防本部に当たるものとしては、宇摩地区広域市町村圏組合消防本部というのがあります。村を管轄する消防署として嶺南分遣署があります。

その人員は9人体制で本部から2名の応援があります。

救急救助の13年度実績は一般負傷6件、急病7となっております。

嶺南分遣署の装備については、消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台、消防搬送車1台となっております。また、これとは別に村の中に消防団の装備として消防ポンプ積載車4台、小型動力ポンプ8台があります。項目の7にありますように調整方針は消防水利施設は当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。といたしております。

17頁をご覧ください。同じように調整方針を載せてありますが、項目の13消防通信施設等も、調整方針は当面現行どおりとする。ただし、消防緊急通信指令施設及び無線中継局等通信施設の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。といたしております。

項目14消防団詰め所及び倉庫も、同じような調整方針となっております。

以上です。

会 長 ただ今、協議第43号 消防業務の取扱いについて事務局から説明がありました。ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員(別子山村) 宇摩地区との話し合いの進展はどのようになっているのでしょうか。

事 務 局 宇摩地区消防本部と新居浜市消防本部と県も含めて、現在、規約として議会事項になっておりますので、どのような対応で出動するのか。まず、救急と救助は嶺南分遣所が近いので行ってもらう。火事についても一番近い嶺南分遣所に行って頂いて、新居浜と宇摩地区双方からも行くというような、具体的な細かな出動態勢、委託金額の算出の方法等具体的な内容を詰めております。これはあくまで議会事項ですので、宇摩の方で議会にかけていただいて、私どもも議会にかけるということになりますので、こういった曖昧な提案しかできないというの

が現状でございます。先に議決されればいいのですが、まだできないという状況です。出動態勢は消防本部で、金銭的なものについては来週にでも私どもがいけるよう日程調整を行っております。

委員(別子山村) 救急体制に不安があるのですが、嶺南分遣所から20から30分で別子山村まできてもらっているのですが、宇摩地区が合併した後に嶺南分遣所が存続できるかどうかわかりませんが、もし、存続できなくなった場合、別子山村の救急時間が1時間程度かかってしまうと思うのですが、そのようなことを村民が非常に不安に思っております。

事務局 今の宇摩広域という立場で、新市の消防業務についての方針が決まっておりますので、契約としては1年間という状況になります。これにつきましては、見通しとしましては伊予三島にも富郷地区がありますので、そのようにはならないかとは思いますが・・・
新市の宇摩の方の協議内容によって私どもも対応していきたいと思っております。引き続き1年以降のことにつきましては新居浜市として協議をいたしていく方針でございます。

委員(新居浜市) 議会の方ではいい気はしていないという話を聞いておるのですが、早い時期に今の体制を具体的におかないと、宇摩広域にお願いしていても近い将来うまくいかないのではないかと話を聞いているのです。早急に1年なら1年で、もしかしたらその後は新居浜市で体制を敷くという努力は必要かと思うのです。

委員(別子山村) 1年間はそのような約束をして頂いて、広域も今まで通りお世話になり、新居浜市からも来ていただける、と今よりも少し安心と思うのですが、1年後は非常に住民の皆さんも不安があります。合併が終わるのが17年になり、宇摩の方は16年になりますが、一応東予市から西条まで、或いは別子山村・新居浜市、宇摩と3つの市ができた段階で広域事務組合を立ち上げて、広域消防というのは立ち上げて、西条は石鎚山、別子山村も嶺南も山岳ゾーンとして非常に中高年の利用が多いし、富郷にも山があるわけです。今までの経験から言いましても消防の火災とかなんとかよりも、遭難で消防団の出動がかなりあるわけです。ただ人口割で別子山村、嶺南地区は人口割で行くと非常に金もかかるようですが、実質は事故を起こしているのは町から登山に来られた人たちで、地元の消防を呼びたてているというのが実態でありますので、そういった広域の中で皆さんがせっかく山に来られているので万が一というときには体制が整っているのだということを皆さ

んにご理解いただいて、別子山村のために、山のために消防分遣所を置くのではなく、全体の新しい市の中で、東予全体の中で考えていただいて協力して消防関係だけでなく、教育問題、資源問題、環境問題等を考えたら今から宇摩市が出来から、新居浜市が出来たから、といって3つの市がバラバラな考え方では大きな問題は取り組めない。既に、四国は一つになろうということで、調査費も出して研究されているようですが、東予が協力し合って出来るものから一体感、連帯感をもって将来はやっていこうというように市長さんに東予の新居浜市を中心としてまとめていただけるようがんばっていただきたいと思っております。

会 長 合併協議の中で3つのブロックになり、今後、新居浜市として消防、環境、福祉、広域の件などもありますし、国保については全県という考えもあり、広域的な取り組みはしていくというのが私の考えであります。

合併の協議を足がかりに、そのようなことが始めていけるという気持ちであります。

この件につきましては、将来を考えた場合いろいろなこれからの課題として残るものもあります。平成15年4月からの合併においては宇摩広域の協議の中で委託ということでスタートさせていただきたいと、その作業としては既に、実務者レベルでの話し合いになっておりますので、その方針が今変わるということはないと思います。それでスタートさせて頂いて、この課題として将来を考えながら対応していくということで今回の件につきましてはご協議を頂けたらと思えます。

よろしいでしょうか。

委 員 (「意義なし」の声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第43号 消防業務の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございました。

- - - - - 休 憩 - - - - -

会 長 再開いたします。
次に、協議第44号 新市建設計画についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第44号 新市建設計画についてご説明申し上げます。
会議資料の7頁をお開きください。
新市建設計画について、新市建設計画は、別添「新市建設計画」
に定めるところによるものとする。としております。
それではお手元の別添資料に基づいて新市建設計画をご説明いたし
ます。時間の都合で大変端折った説明になることをご了解をいただき
たいと思います。
まず表に新市建設計画（案）とある資料の、目次をご覧ください。
ここでは、この計画案の構成全体を見ることができます。
まず「序論」「新居浜市・別子山村の概況」「建設の基本方針」
「新市の施策」「施設の配置方針」最後に「財政計画」となっ
ています。以下頁を追って各項目のご説明をいたします。
では1頁をお開きください。
まず序論です。ここでは合併の必要性を書いています。その項目の
10行目に書いていますが「新居浜市・別子山村は隣接し、銅山にま
つわる歴史を共有しており、近年では、道路網の整備とあいまって、
一体的な発展の基礎が築かれつつある。」といった状況の中で、その
下3行目から、「共通の歴史・文化を持つ地域が理念、目標を共有し、
ともに発展し、住民福祉の向上を図っていくために、合併が必要であ
る。」といったことで合併の必要性をうたっています。
具体的にいうと次の4点があげられます。
まず(1)として「銅山でともに栄えた歴史を活かしたまちづくり」
です。
ここには市と村の地域特性を書いております。
次に(2)、(3)は一般的にいわれている合併の必要性ですが「生
活圏の拡大に伴う一体的な行政の実現」「地方分権の受け皿となる自
治体の行財政基盤の強化」です。
最後に新居浜市が目指している目標「四国の中核都市の形成」とい
った点があげられます。
次に3頁をお開きください。「計画策定の方針」でございます。
この計画の趣旨として、まず次の3つの留意点を決めております。
それは「計画の趣旨」の所の2行目にありますように「新居浜市と
別子山村の速やかな一体化を促進」「地域の発展」「住民福祉の向上」
の3点です。これを主眼に置いて計画しています。

次に「計画の構成」についてですが、そこにありますように「新市建設の基本方針」「建設計画」「公共施設の配置」「財政計画」の4つとなっています。

3点目に「計画の期間」についてですが、先の合併協議会におきまして、平成15年4月1日の合併期日が確認されていますので、新市計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10カ年間、その内、平成15年度から平成19年度までの5年間を前期計画とし、平成20年度から平成24年度までの5年間を後期計画としています。

前期については後で述べます「具体的施策」の所で「概算事業費」をあげております。また後期につきましては「具体的施策」及び「概算事業費」「財政計画」について適正な時期に見直しを行います。こういった考え方で計画を進めていきます。

次に4頁をお開きください。ここでは新居浜市と別子山村の概況説明をしています。

次に5頁をお開きください。ここでは人口と世帯について書いています。両市村に少子高齢化の現象が現れているのが解ります。

5頁下から始まる「3産業の推移と動向」では、産業別の就業者の割合について書いてございます。下から2行目に書いてありますように、第一次及び第二次産業の就業者が減少を続ける一方、第三次産業就業者については平成7年までは増加していたが、以後、減少に転じているといった分析が行われています。

続きまして7頁をお開きください。「建設の基本方針」についてでございます。

1番目に「建設の目標」でございますが、真ん中やや下14行目の所にありますように、「地域資源の活用と住民の主体的活動をまちづくりの根底に置き、『共に創る自然の営みと人の営みが響きあうまち』を目標とする。」といたしております。

続いてこれを実現するために4つの将来像をあげています。
それは、 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり
安心していきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり、
文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり、
緑と水をテーマにした循環と共生のまちづくり、です。

これによって一体化したまちづくりを行うということですが、それぞれの項目の事業展開の基本的な考え方については、次の8～9頁「まちづくりの方向」で、それぞれ説明していますが、今日は時間の関係で省きます。

次にをお開きください。合併後のまちづくりにあたっての新居浜市、

別子山村それぞれの地域の役割と整備方針について書いています。

特に10頁の(1)役割の6行目後ろから書いてますように「別子山地域は、地域内外の住民を対象とした、森林と調和のとれたレクリエーション・生涯学習・自然学習の場としての役割が期待されている。」としています。

それともう一点は、その下にありますように「銅山川流域の近隣自治体と連携した山岳・高原観光ルートとしての役割も期待されている。」としています。

また、これらを達成するための「整備方針」と言うことで、以下にありますように「生活環境」「定住促進」「交流促進」「産業振興」の4分野を設定しています。

次の11頁は新居浜地域の役割と整備方針を書いていきます。

その下にあります地図は、合併後の地域における生活拠点、或いは交流拠点、交流ネットワークのイメージを表示しています。

次に12頁をお開きください。ここでは「土地利用構想」について書いていきます。

新設合併の場合は、新市全体に新規のゾーン設定を行うことなのですが、今回は編入合併と言うことで、特に別子山地域にどのような機能を持たせていくかを策定しています。

わかりやすく言いますと、4行目からありますように「別子山地域は、全体を山岳レクリエーションゾーンとして位置づける。」としています。

また、1行飛ばして「生活基盤や産業基盤・交流基盤の整備に当たっては、自然に配慮しつつ、限られた利用可能地の計画的活用を努める。さらに、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から有効な土地利用を図っていく。」といった構想を持っています。

次に13頁をご覧ください。

ここからが新市の具体的な施策となります。大きく7つの分野に分かれています。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 自然環境の保全と活用 | 2 都市基盤の整備 |
| 3 生活環境の整備 | 4 保健・医療と福祉の充実 |
| 5 教育・文化・スポーツの充実 | 6 産業の振興 |
| 7 定住促進事業、の7分野を設定しています。 | |

具体的には次の頁からになりますが、各項目の構成につきましては、まず「基本方向」を示しまして、次に「施策の方針」「具体的施策」と3段階で組み立てています。

「基本方向」の所では、各分野の整備方針を示します。それに基づく対応策については「施策の方針」でお示し、最後に具体的な事業名、

事業量につきましては「具体的施策」の欄で表示しています。

それでは14頁をご覧ください。

まず「自然環境の保全と活用」です。ここではまず別子山地域における豊かな自然環境、すなわち森林環境を貴重な地域資源としてとらえます。それを保全・活用することによって地域活性化へ繋げるという事業展開を図ります。

具体的にはある企業から提案があった事業ですが、今は構想段階なんです。これを基に別子山地区で10年間で事業展開をしたいと考えています。

その内容としては、現在、世界的に問題となっている地球温暖化防止のための資料づくりを主として、森林機能を最大限に活用したシステムづくりを、別子山エリアを中心に実施したいということです。

そのための研究施設、モデル森林と言ったものをつくるよう計画しています。それを活用することによって、市民の社会見学とか交流学習というふうにつなげていきたいと考えています。

具体的施策としては仮称ですが「地球温暖化防止森林管理システムモデルづくり事業」その概算事業費、ここに表示されているのは前期5年間、平成15年度から19年度にかかる概算事業費です。この事業の場合は、平成19年度から手始めとして調査費用1千万円を予定し、平成20年度からの5年間で、その後の展開を図ります。

続きまして「2都市基盤の整備」です。これにつきましては、地理的な要因による隔絶の不安感と都市部との地域格差を早急に解消し、生活の利便性の向上、地域資源の活用をまちづくりの基本方向としています。

15頁にありますように「交通体系の整備の中、幹線道路の整備」の中で、5行目から「主要地方道新居浜別子山村線の早期整備を促進するとともに、山間部からの高速道路、港湾機能へのアクセスとして市道角野船木線、市道中須賀上原線、県新居浜東港線の整備に努める。」としています。

さらに、国道を経由して中心街へ繋がる幹線道路として県道新居浜港線、市道上部東西線の整備に努める。」ことをあげています。

2番目に「生活道路の整備」をあげています。これについては別子山村の村道大野線及び村道蔭地線の拡幅、舗装等を計画的に推進するとしています。

3番目に「交通機関の整備」です。

これは、先に述べたインフラを使ってのアクセス、機能を充実することです。1行目にありますように「現行のバス路線の維持・延長等についてもコミュニティバス運行等を含めた全市的な交通体

系確立の中で、検討することとする。」としています。

続いて「(2)市街地の整備」です。

ここでは新居浜市のエリア整備が中心になりますが、4行目からありますように、「駅前土地区画整理事業、交流拠点施設(芸術文化施設)及び周辺道路の整備促進を図るとともに、鉄道高架事業、駅南の整備についても事業化に向けて検討を進める。」としています。

続いて「(3)情報・通信の整備」です。

まず「行政機関のネットワーク化」これは、別子山地域の情報格差を早急に是正するため、また、地域の一体化を図る上で大事なことだと考えて整備することとしています。

次の16頁へ行って「移動通信電話のエリア拡大」これは携帯電話の通話不能地域の解消を目指すため、移動通信用鉄塔を整備するものです。

続いて「(4)支所庁舎等サービスの維持・整備」です。

別子山地区については、距離的な問題からのサービス低下を招かないよう、窓口業務など市民生活に密着した、身近なサービスについては低下を招かないよう、支所としての機能を持たせるよう計画しています。

支所庁舎の改築につきましては、主要地方道新居浜別子山村線の拡幅工事の状況を考慮しながら検討するとしています。

以下「具体的施策」の欄に事業名、事業概要、5年間の概算事業費をあげています。また、特に「国県事業」の中に重要な県道3路線をあげております。

次に16頁下の方から「生活環境の整備」です。

この中では、特にこの項目がライフラインに関係するということから生活に密着したものを取り上げています。

まず「消防・防災及び救急体制の整備」です。

これは別子山村の住民の方が大勢ご心配をいただいている問題でございますが、先ほどの協議にもありましたように、「宇摩広域市町村圏組合に委託の方向で協議を進めることといたしておりますが、市民生活の根幹に関わる最重要課題であることから、災害時等に迅速な対応が可能な初動体制を強化するため、無線通信設備等の整備により、情報連絡体制を確立し、各消防機関との連絡体制を強化する。」としております。

さらに高齢化等に伴い消防分団の再編・整備を行い非常備消防力を含めた全体的な消防対応力の向上を図るとしています。

2番目に「電気の安定供給システムの確立」です。

現在、別子山村森林組合が発電して供給している電力については住

民の生活基盤であり、四国電力への切り替え、民間会社への移管による水力発電の存続等について協議を行い、より安定的な供給体制の確立を目指す。ただし、現在国において電力事業の全面自由化についての協議がなされていることから、当分の間、現森林組合で事業を継続することも含めて、慎重に検討することとする。」としています。

3番目に「飲料水の安定供給」をあげています。

これについては合併してから、需要を十分把握した上で、集落の状況、投資効果等に配慮しながら、簡易水道事業を進めていきたいと考えています。

4番目に「し尿処理体制の充実」をあげていますが、ここでは合併浄化槽の普及促進を図ることとしております。

以上のようなことから、そこにありますような具体的施策をあげています。

次に18頁「保健・医療と福祉の充実」についてでございます。

「施策の方針」の所で書いていますが「(1)医療体制の整備・充実」として「医師会や医療機関の協力を得て、診療所を開設し、定期診療システムの確立を目指す。」又「保健師の駐在制による健康相談、健康教育事業を実施し、健康意識の向上を図る。」としています。

次に「(2)高齢者福祉の充実」です。

その2行目にありますように「独居高齢者緊急通報システムを整備し、高齢者見守り推進事業を継続・強化する。」とし、また、別子山村における「従来の給食サービスを継続、発展させた生き生きデイサービス事業を実施する。」としています。

3番目の「児童福祉の充実」では現在の別子山村の保育所を存続する事としています。具体的施策は、診療所の開設と緊急通報システムの整備と生き生きデイサービス事業をあげております。

19頁「教育・文化・スポーツの充実」です。

この項目ではまず小中学校については存続すること。生涯学習の充実を図ることがうたわれています。具体的施策には20頁に書かれているような小中学校の校舎改修事業、公民館補修事業、指定文化財ガイド等作成事業があります。

つづいて21頁「産業の振興」です。

基本方向としては、観光と近代化産業遺産の活用、林業の振興を中心とした展開がなされています。

施策の方針の中で観光事業の推進では、具体的施策として筏津山荘の改築、別子はな街道トイレ整備、河又東平線改良、新市メモリアル観光イベント事業、林業振興として別子山地区内の林道網の整備をあげています。この林道網の整備は別子山村の過疎計画に基づいて位置

づけられたものです。

また地積調査事業については、別子山村が国土調査を継続していますので、合併後も引き続き続けるようにしています。

県事業については別子山村の農地保全事業として地滑り対策事業を取り上げています。

次に22頁「定住促進事業」です。

これにつきましては、集合住宅を整備することで、将来の雇用拡大にも繋がる事業ですので、現在村に住んでいる人はもちろん、市内外からの永住の受け皿としての位置づけができます。

23頁には具体的な事業をあげています。

次に24頁「施設の配置方針」です。公共施設については、具体的には次のことをがうたわれます。

それは、「別子山地域の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮すること」、「地域のバランス」、「財政事情」も考慮しながら検討・整備していくこと、ということです。

それと、別子山地域の小中学校、保育所については、存続を図ること。

また、最後に合併に伴い支所となる別子山村役場庁舎等については、窓口サービスが低下しないよう、通信システムネットワーク化等、必要な機能の整備を図ることとしています。

次に25頁からは財政計画になります。

前期5年分の歳入、歳出が25～26頁、後期5年分の歳入、歳出が27～28頁、13～23頁までに述べた各種事業の項目別の事業費を前期5年間の年度別にまとめたものが29頁になっています。

以上で新市計画についての説明を終わりますが、これでこの新市建設計画が確認されますと、この案をもって県への事前協議行いたいと存じますのでよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 協議第44号 新市建設計画について事務局から説明がありましたが、かなりの頁になりますので質問として2つに分けたいと思います。まず、序論、新居浜市・別子山村の概況、建設の基本方針までの前半部分12頁についてご質問をお伺いしたいと思います。

委員(新居浜市) 7頁ですが、新市の中にも山岳観光という具体的なことも出ておりますし、マイントピアには60から70億の観光投資をして観光地としてスタートしているわけですが、現在新居浜市では観光の売上が40億ほどであると聞いておりますが、その点からいきますと、7頁の下

の4項目に観光という言葉を入れてもいいのではないかと思うのです。1 歴史文化に包まれ、また観光による賑わいと交流のまちづくりというようなものを決めてはどうでしょうか。

事務局 7頁に4つの柱立てをしておりますが、8頁にそれぞれ具体的に説明をしています。「(1) 歴史文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり」のなかに「山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産、観光交流施設群と緑におおわれた豊かな自然・・・」というくだりと「ボランティアやNPOなど人的資源の活用を図るとともに、観光施設のネットワーク化・・・」ということで内容的には観光部分も重要な課題と位置付けております。ただ、文言としては表現していないということです。

会長 新市として別子山村と新居浜市が一体となった観光施策、ピーアールというのを今までと違う、今まで以上の取り組みをしようということと受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

他に12頁までのところで何かございませんか。

委員 (「なし」の声)

会長 次に13頁以降の新市の施策についてのご質問を受けたいと思います。

委員(新居浜市) 16頁の具体的施策の中で、全般通じまして百億に余る合併特例債を充当するのではないかと思うのですが、常識的には、別子山村と新居浜市が合併することによって新しく発生する新市の整備に特例債を充当するのが順当ではないかと思うのですが。ここに新居浜駅前土地区画整理事業として59億2千万円の計上がありますが、これは新居浜市独自の計画案として10年以上前から計画されていた事業でこれに合併特例債を充当するのはいささか問題があると思うのですが。

事務局 合併特例債につきましては、新居浜市と別子山村が合併をして理論数値として115億6千万ありますが、この新市計画が115億5千万程度の特例債を充てた事業内容となっております。この新市計画を作る具体的な手法として、新居浜市と別子山村双方が考えられる事業というものを持ち寄りまして協議をしたわけですが、それぞれ提案のあった事業につきましてはほぼもれなく入れることができました。115億の特例債の活用を満たすという中で駅前の区画整理につきまし

ては、区画整理の中でのアクセス道路、大街区等の一部を充てまして新しい合併をした新市の玄関口としての整備、別子山村から新居浜市へ通ずる道路の整備というようなことで、該当する事業として入れさせてもらいました。

委員(新居浜市) 16頁の国・県の事業として交通体系の整備とありますが、別子山と新居浜の交流、連絡ルートとして大永山トンネル経由でいいと思いますが、冬は凍結して通行が難しい。そこで、新居浜市のインターチェンジから別子山村までは平面的な距離として10 km あります。別子ラインからみて端出場から9 km、別子山村の役場あたりが標高690mと聞いておりますが、それに対応した高さで例えば種子川の魔戸の滝付近から7 km、トンネルをぬけば近くなり、10分位でいけるわけですね。費用もかかりますし、3路線を県・国の事業としてあげているわけですが、簡単にはいきませんが、大きな問題で別子山村あるいは新居浜市の人たちもこのようなトンネルが出来たら冬も行けるし、時間も短縮されるのです。商用の観光ルートも出来るし、山岳の高知へ通じる道も近くなるということで、県・国の方へ強い要望を出していただけたらと思います。

それによって今まで検討してきたこともかなり改善されることも多いのではないのでしょうか。

会 長 新市建設計画事業はこのあと県との事前協議、国の関わるところについては事前協議をしていくのですが、新市建設計画にその協議をのせていくということは無理だと思っております。

しかし、ご意見としては承っていくということにさせていただきたいと思えます。

委員(学識経験) 29頁の具体的施策に係る事業費の中で金額の欄で(-)バーの印になっているところがありますがそれは、事業費が予定されていないということなのか、今後何らかの具体的な数字が計上されてくるものかお聞きしたいと思います。

会 長 飲料水の安定供給とかの欄のことですね。

事務局 電気の安定供給システムの確立については具体的な事業費が起り得る可能性はないと考えております。飲料水の安定供給につきましても前期5か年で事業費はございませんが、後期に計画されております。児童福祉については具体的な経常的な経費としてはございますが、新市計画としての事業費はありませんので-(バー)になっております。

生涯・競技スポーツの振興につきましても、後期の方で若干計画を考えております。農地保全事業の推進につきましては、県事業として地すべり対策がありますが、県事業ということで事業費は表示していません。近代化産業遺産の活用につきましては方向性として何らかの活用をしなければならないだろうということで計画作りの段階でございますのでこの時期に具体的な事業は決定しておりませんので金額として表示しておりません。

会 長 近代化産業遺産の活用の補足ですが、昨年から活用について県・新居浜市・別子山村・住友企業の皆さんとの会議を発足させて整備を行っております。ソフト的な活用事業として施策の中で出てくると思いますし、拠点施設の保存整備ということは21頁の中で拠点施設の保存・整備を行うとしておりますので、調査、検討の後必要があれば行っていくという方針でしております。その根拠となる数字まで出せる状況になっていないということです。

委員(別子山村) 駅前土地区画整理事業に59億の予算がついているのですが、別子山村としては疑問をもっております。特例債は合併のために使って欲しいと思います。予算が満度に使えて残ったからこちらに回したような感じに聞こえたのですが・・・

事 務 局 説明が不十分で申し訳なかったのですが、別子山地域のまちづくりと新居浜市域のまちづくりとして双方持ち寄って協議した結果ということです。別子山村地域と新居浜市域両方が良くなるという新市の計画案だご理解ください。

委員(別子山村) 別子山村が事業計画がなかったからという訳ではなかったのですね。わかりました。新居浜市と別子山村が通じる幹線道路は新居浜別子山村線となるのですが、冬場は通れないとか、遠いとかありますので、強力的に推進してもらえるようなことをお願いしたいと思います。

29頁ですが、定住促進住宅の整備で平成18年に金額が表示されていますが、別子山村の活性化を図るためにはこれがもう少し早めに持って来れないのでしょうか。それによって人口の増加が図れるのではないのでしょうか。予算面でどうでしょうか。

事 務 局 別子山村地域の将来人口を推計しております。平成15年～19年の前期計画で観光交流事業によって10人、後期の平成20年～24年に森林管理システム等によって20人、定住促進住宅により25人の転入を図るという計画のもとに年度を決定したものです。

委員(別子山村)

新市建設計画案に昨日触れまして、住民を代表する立場、議会を代表する立場で新市計画を説明するだけの勉強が出来ておりません。説明を聞いたり文章を読んでも、内容的になんら問題はないのですが、公務出張も重なったこともありまして、4月1日合併に向けてどうしても今日確認しなければ今後の手続きで影響があるのでしょうか。もう少し時間が許されるのなら、次の回での認定にして、その間でもう少し勉強の機会を与えていただければと思います。

新居浜市市議の皆さんに教えていただきたいのですが、別子山村が何かするとなると案を立てる前に村民から意見を聞いたりしていたわけですが、合併もはじめての経験ですが、合併によって新しい地域づくりをしていく中の立案の中に住民の代表である議員がすでに出来た中で限られた時間でしていくのは理解に苦しみます。今回の新市計画について新居浜市議の皆さんがどれだけのご意見、検討、協議の機会が与えられた上でこうなってきたのか。私の議会を代表とする立場としての努力不足で勉強できていないので議会の皆さんに迷惑をかけているのかと責任を感じておりますし、地方自治法によって村民から直接選ばれて、地域づくりに、将来の色々なことについても、村長から出た案を批判したり、承認するだけでなく、立案もするし、提言もするし、と今まで地域づくりに関わらせてきております。それが当然だと思っております。大事な将来を、5年10年先のいろいろなビジョンづくり計画の中で十分な積み上げもない状態で一晩資料を見ただけで賛成できるほど能力もありませんし、無責任なことも出来ませんので、会長が分けて討議すると言った時に言おうと思ったのですが、いろいろな皆さんの意見を聞くことによって一層理解が深まるのかと思ひあえて発言を求めなかったのですが。確認が今日でない間に合わないのか、時間的に無理なのか、十分担当とも検討して、理解の上で確認できる余裕があるのか、それと、市議の方が積み上げてくる段階でどれだけの協議をされたのか、別子の議員だけが知らなかったのか。教えて下さい。

会 長

この新市建設計画案が今日確認を頂けたら、愛媛県との事前協議に入らせていただくという案の確認でございます。もちろん、基本的にこの方向でとの愛媛県との事前協議でなくて個別の事業が合併特例債の対象になる事業なのか、県の施策の中での位置付けがどうかという個々の意見照会ということ、2か月の間、合併協議会の確認をしながら進めてきたと言う事です。一つの合併特例法と特例債、特例事業という制約が我々も初めての経験ですので、どの事業のどこまでがそ

の事業として入っていくのか、手探りの状況でしたので、ある意味で広く施策の意見を聞くというような機会は新居浜市の方でも持っておりませんでした。ただ、これまでの合併協議会や或いは本会議等を通じて、又、別子山村でお聞きしたような医療の問題、消防の問題とか福祉の問題とかは重大だと認識しております。新居浜市でも28日に勉強会をさせていただいております。新居浜市・別子山村の新市建設計画の基本方針は、方針の方で取り上げておりまして、実際にはこの基本計画が承認されましたらこれに基づく実施計画を立てていくと言う事ですし、新しい新市としての合併特例債でない施策というものも出て参ります。今までの行政手法でいきますと、10年間の歳入・歳出を含めた予算、年割りまでが出るということ自体が初めてで、今までないことでしたので、公的な数字として県を含めて10年間をやるということですので、かなり根拠については事務的な精査が必要であったということが、今日に至った理由でございます。あとのスケジュールは12月に県議会で提案をして頂くということは来年4月1日合併の前提条件となりますので、そのことでは愛媛県と協議をさせていただいておりますし、その前提で取り組んで頂いております。しかし、県の方も新市建設計画まで進んでいるのは新居浜市と別子山村が初めてのケースでございます。各事業の計画立案をすることについて、ある意味で市・県も手探りのところもあると、後の県内市町村の合併の進め方のモデルにもなるということで、非常に熱心にして頂いております。県議会の開催があったり、県の中での承認のスケジュールも考えまして、今日事前協議を行う新市建設計画案については今日確認をお願いしたいと思います。事前協議が始まる中で、この中身を住民の皆さんに説明をするための事務局の説明だとか、ご意見を聞いたり、資料を見せたりするということは合併協議会という形でなくて、両市村で委員の皆様や他の議員の方を含めて説明をする機会を持って行きたいと思っております。項目につきましては、別子山村を含めまして間違いなく実施していくと言う事でございます。個別の事業の年割りについては多少の変更は有り得るだろうと思っております。それは実施計画をもっと詰めていくということです。予算で言うと毎年の予算が基本になると言うことです。

委員(新居浜市) 新居浜市議会では、担当の方から議長、副議長に説明してあり、各会派へ説明して納得してもらうように、各会派へ担当が行って説明して大まかでは納得をしてもらっていると各会長から聞いております。

会長 ご意見やご質問は言ってもらわないと思っておりますそういう意味で、最

初から決めつけているというような姿勢ではありませんので、積み重ねてきた幹事会の中で提案をさせて頂いております。

中身の所で質問はありませんか。

委員(学識経験) 17頁の電気の安定供給システムの確立の中の、先ほどの事務局の発電事業者には市はならないが、安定的な供給体制の確立を目指すということが確認されたのですが、但し書きの中で慎重に検討するとありますが、誰が検討するということなのですか。

会 長 この表現については電力事業について森林組合と、事業者との話がされていることと、新市建設計画案を文言化して意見調整した時の時差があって、この時点での案となっております。先ほどの確認では上2行のでの確認をさせていただいたということの意味であります。この辺りの最終的な新市建設計画として出せる段階での最新の文言に変わるということです。そういう意味での変更はあるということです。

委員(新居浜市) 先ほど別子山村の方からも考え方を、新居浜市市議会の方に質問がりましたが、それに対して会長の方からは、いろんな協議の場を経て新市計画を案として示されていると今後の新市計画の扱いは、12月の県議会で採択になるような手順で処理を行っていききたいとの展望のお話がありましたが、それだけでは今後の取り組みの説明にはならないと思います。別子山村の皆さんも今の段階では身内ですから、ある程度わかるように話してあげたほうがいいと思うのです。何を言いたいかというと、このままで今日の新市計画を確認したということになった場合、新居浜市議会の臨時会の扱いはどのようなのですか。協議会では案として示された、協議会で確認を取ったら後はどうなるのか、具体性を説明してあげた方がいいのではないですか。

事 務 局 今後のスケジュールについて申し上げます。

本日合併協議会で新市建設計画案の承認をいただけますと、愛媛県の方に事前協議という形で、事前協議に送る案を今現在審議しているということです。愛媛県の方では県事業もありますし、色々と検討を頂くということになりますし、おそらく、9月一杯検討に時間を要すると思われます。県議会も9月にありますので、10月の10日前後に事前協議の回答が戻ってくるであろうと思います。再度7回目の合併協議会を開いて頂いて、愛媛県に新市建設計画の正式協議に出す新市建設計画案を7回目の合併協議会で協議を頂く事になります。それからおそらく1週間後位に県の方から新市建設計画の正式協議の回答

が戻ってくるという段取りになっております。その後合併協議会で調印式をし、それから10月の末位にそれぞれの新居浜市市議会、別子山村議会で10月の末から11月の頭にかけて臨時議会を開いて頂いて、合併議案の議決を頂くと、それを経て県に合併申請というものが11月の半ば頃までになされると、それを受けて愛媛県が12月議会にかけるという段取りになっております。

委員(新居浜市) 委員(別子山村)さんからの心配もありますが、私の理解では、今日決まれば後どうしようもないというような追い詰められたような案ではないと、県とも協議をし、また議会の議決でもあるということで、まだまだ尾を引いていく問題だと思います。議会としても十分意見を集約する時間があるのではないかと思います。

会 長 事前協議に出す新市建設計画案については、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声) 確認

会 長 ありがとうございます。
それでは、協議第44号新市建設計画案につきましては、本日確認とさせていただきます。

会議次第その他の次回会議の開催日時についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 先ほども申し上げましたが、県からの回答の関係もございしますが、とりあえず、第7回の協議会は10月11日10時から予定させていただけたらと思っております。

新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室で開催いたしたいと思っております。

これにつきましては流動的な要素がございますので、もし、変更の場合はその時点でご連絡させていただきます。

会 長 以上のような取り組みとさせていただきます。
準備ができ次第、正式なお知らせ、委員の皆様事前に会議資料等をお届けいたしたいと考えております。

以上です。

それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。

皆さん、長時間にわたって大変ご苦労様でございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員